

第百八十二条 学校教育法第百二十五条第二項に規定する専修学校の高等課程の入学に關し中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、第九十五条各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、同条第五号中「高等学校」とあるのは「専修学校」とする。

第百八十三条 学校教育法第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に關し高等学校を卒業した者に準する学力があると認められる者は、同法第九十条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第百五十条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者
 二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準する学力があると認められたもの
 三 専修学校において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者に準する学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

第百八十四条 専修学校の学年の始期及び終期は、校長が定める。
 第百八十五条 専修学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置くことができる。
 第百八十六条 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。
 二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。
 2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在學すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在學すべき期間は、一年を下つてはならない。

第百八十七条 第三条及び第四条の規定は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請について準用する。
 第百八十八条 第十五条の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

第百八十九条 第五条の規定は、専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は、専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は、専修学校について、第六十六条から第六十九条までの規定は、専修課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第六十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県知事、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは、「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と、第六十六条第一項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と読み替へるものとする。

第五章の二から第七章までを削る。

第七十二条の次に次の一章を加える。

第十章 高等専門学校

第百七十四条 高等専門学校の設備、編制、学科、教育課程、教員の資格に關する事項その他高等専門学校の設置に關する事項については、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の定めるところによる。

第百七十五条 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。
 2 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。
 3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に關することを掌理する。
 4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に關すること（寮務主事を置く高等専門学校にあつては、寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に關することを掌理する。
 第百七十六条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留學することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留學することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第二十條第三項により準用する同条第一項の規定により単位修得を認定した場合においては、当該学生について、第百七十九条において準用する第五十九条に規定する学年の途中において、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
 第百七十七条 学校教育法第百二十九条第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に關し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 短期大学を卒業した者
 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの
 三 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者
 四 外国の学校が行つた通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
 六 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第百七十八条 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在學すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第百七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第百四條第三項、第百六十四條から第百六十六條まで並びに第百六十九條から第百七十二條までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六十一条第三号中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）」と、第六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百二十三條において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百十八條の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百二十三條において準用する第百五条」と読み替へるものとする。

第七十二条第一項中「第二十八條及び第百四十四條」を「第五十八條」に改め、これを削り、同条第二項を削り、第五章中同条を第百七十三條とする。